

川西市善意銀行 生活保護世帯大学・専門学校受験料補助交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学、専門学校への進学を希望する川西市内在住の生活保護世帯に属する者に対して、大学受験、専門学校受験に必要な受験料の一部を川西市善意銀行より補助することについて定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 生活保護世帯に属する進学を希望する者の大学、専門学校の受験料を補助することにより、進学に必要な費用の負担を軽減し、将来の選択肢を広げることを目的とする。

(補助金額)

第3条 補助の基準となる額は、個人の上限を4万円とする。

(対象経費)

第4条 対象となる経費は、各大学、専門学校の受験料の請求書、または領収書に記載された金額、その他善意銀行理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めた経費とし、年度内であれば上限額まで払出ができるものとする。

(対象者)

第5条 対象となる者は、生活保護を受給する世帯に属しており、大学もしくは専門学校への進学を希望する高校3年生、浪人生（受験年度末時点で満20歳までの者）を対象とする。

(交付の申請)

第6条 補助を受けようとする者は、次に掲げる書類を理事長へ提出しなければならない。

- (1) 受験する学校の受験料の領収証
- (2) 受験票のコピーまたは本人が受験したことがわかる書類
- (3) 川西市善意銀行 生活保護世帯大学・専門学校受験料補助申請書（様式1号）
- (4) 川西市善意銀行 生活保護世帯大学・専門学校受験料補助交付請求書（様式2号）
- (5) 振込先口座の通帳のコピー
- (6) 生活保護受給者証

(交付の決定)

第7条 理事長は前条の規定による申請があれば、その内容を審査するとともに、補助の交付を決定したときは、速やかに通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付則

この要綱は、令和5年1月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。